令和５年５月２日

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者　様 |  |
|  |

新城市教育委員会

今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する基本的な考え方について

日頃より、本市の教育活動及び感染拡大防止にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和５年５月８日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが５類相当に変更されることを踏まえ、文部科学省から｢学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（令和５年５月８日版）｣が発出されました。

本市の各学校においても、下記に配慮し、教育活動を進めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

また、これまで休日など学校が対応できない時間帯のコロナ感染報告にご活用いただいていた「コロナ伝言ダイヤル」は５月７日をもって廃止します。ただし、緊急事態対応ダイヤルとしては引き続きご活用いただけますので、ご了承ください。

記

１　学校において（５月８日以降）

1. 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本になる。
2. 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。また、児童生徒の間でもマスク着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導する。

　③　暑い時期をむかえるので、熱中症対応を最優先に児童生徒の体調管理に留意する。

２　ご家庭において（５月８日以降）

1. 新型コロナウイルス感染による出席停止期間は、「発症から５日間が経過し、かつ症状軽快後１日を経過するまで」となります。
2. 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、登校できます。
3. 学校行事への参加については、マスクの着用は、個人（家庭）の判断に委ねます。

担　当　学校教育課（前崎）

電　話　０５３６－２３－７６０７

新城小学校　教頭　森下　弘司

TEL　２２－０１１２